

# 日本銀行法の一部を改正する法律案要綱

## 一 日本銀行の目的の明確化

日本銀行は、我が国の中銀として、銀行券を発行するとともに、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇を図るため通貨及び金融の調節を行い、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とするものとすること。

(第1条第1項関係)

## 二 日本銀行の自主性の尊重の範囲の制限

日本銀行の自主性が尊重されるべき通貨及び金融の調節について、三1の目標の設定に係る部分を除くこと。

(第3条第1項関係)

## 三 日本銀行と政府との間で締結する協定

1 日本銀行は、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇に係る目標（その達成の時期を含む。）並びに当該目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等を定める協定（以下単に「協定」という。）を政府との間で締結するものとすること。

(第4条第2項関係)

2 日本銀行は、協定で定めるところにより、1の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならないものとすること。

(第4条第3項関係)

3 協定において定める事項は、政策委員会（以下「委員会」という。）の議決事項とするものとすること。

(第15条第1項第1号関係)

## 四 役員の解任

1 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を聴いて、その役員を解任することができるものとすること。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員を解任しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、両議院の同意を得なければならないものとすること。

(第25条第2項関係)

2 三1の目標を達成することができなかつた場合でも、日本銀行からその合理的な理由について説明があったときは、1の適用はないものとすること。

(第25条第3項関係)

## 五 通貨及び金融の調節のための外国為替の売買

日本銀行が、通貨及び金融の調節のため、自ら外国為替の売買を行うこと  
ができるることを明記すること。 (第40条第1項関係)

## 六 国会に対する協定の内容の報告等

1 日本銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その内容を財務大臣を  
経由して国会に報告しなければならないものとすること。

(第54条第1項関係)

2 日本銀行は、三1の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、  
国会に対し、財務大臣を経由して報告するとともに、説明をしなければな  
らないものとすること。 (第54条第2項関係)

## 七 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行するもの  
とすること。 (改正法附則第1項関係)

2 その他所要の規定の整備を行うこと。

## 日本銀行法の一部を改正する法律案

日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「通貨及び金融の調節を行う」を「物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇を図るため通貨及び金融の調節を行い、もって国民経済の健全な発展に資する」に改める。

第二条を次のように改める。

### 第二条 削除

第三条第一項中「調節」の下に「（次条第二項の目標の設定に係る部分を除く。）」を加える。

第四条の見出しを「（政府との関係等）」に改め、同条に次の二項を加える。

2 日本銀行は、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇に係る目標（その達成の時期を含む。）並びに当該目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等を定める協定（以下単に「協定」という。）を政府との間で締結するものとする。

3 日本銀行は、協定で定めるところにより、前項の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならない。

第十五条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一 協定において定める事項

第十五条第二項第十三号中「第五十四条第一項」を「第五十四条第二項の規定による報告の内容の決定、同条第三項」に改める。

第二十五条の見出しを「(役員の解任)」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。

第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定によるほか、内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を聴いて、その役員を解任することができる。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員を解任しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、両議院の同意を得なければならぬ。

3 第四条第二項の目標を達成することができなかつた場合でも、日本銀行からその合理的な理由について説明があつたときは、前項の規定の適用はないものとする。

第四十条第一項中「日本銀行は、」の下に「通貨及び金融の調節のためその他」を加える。

第五十四条中第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

日本銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その内容を財務大臣を経由して国会に報告しなければならない。

2 日本銀行は、第四条第二項の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、国会に対し、財務大臣を経由して報告するとともに、説明をしなければならない。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。  
(地方税法の一部改正)

2 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条の二の二中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一項第二号」に改める。

（刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正）

3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二百六条のうち日本銀行法第二十五条第一項第三号の改正規定中「禁錮」を「禁錮」に改める。

## 理由

最近の厳しい経済情勢等を踏まえ、日本銀行の目的に物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇を図るため通貨及び金融の調節を行うことを明記するとともに、日本銀行と政府との間で締結する協定及び当該協定に定める目標の達成状況等についての日本銀行による説明に関する規定を定め、並びに日本銀行の役員の解任に関する規定を整備するほか、日本銀行が通貨及び金融の調節のため自ら外国為替の売買を行うことができる」と明記する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。



◎日本銀行法の一部を改正する法律案新旧対照表

○日本銀行法（平成九年法律第八十九号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（目的）

第一条 日本銀行は、我が国の中中央銀行として、銀行券を発行するとともに、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇を図るため通貨及び金融の調節を行い、もつて国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

2 [略]

第二条 削除

（目的）

第一条 日本銀行は、我が国の中中央銀行として、銀行券を発行するとともに、通貨及び金融の調節を行うことを目的とする。

2 [同上]

（通貨及び金融の調節の理念）

第二条 日本銀行は、通貨及び金融の調節を行うに当たっては、物価の安定を図ることを通じて国民経済の健全な発展に資することをもつて、その理念とする。

（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節（次条第二項の目標の設定に係る部分を除く。）における自主性は、尊重されなければならない。

（日本銀行の自主性の尊重及び透明性の確保）

第三条 日本銀行の通貨及び金融の調節における自主性は、尊重されなければならない。

2 [略]

現 行

(政府との関係等)

第四条 [略]

- 2) 日本銀行は、物価の安定並びに雇用の最大化及び名目経済成長率の持続的な上昇に係る目標（その達成の時期を含む。）並びに当該目標に基づき日本銀行の果たすべき機能及び責務等を定める協定（以下単に「協定」という。）を政府との間で締結するものとする。
- 3) 日本銀行は、協定で定めるところにより、前項の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、政府に対し説明をしなければならない。

(権限)

- 第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一 協定において定める事項

- 2) 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。
- 一～十二 [略]

- 十三 第五十四条第一項の規定による報告の内容の決定、同条第三項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概

(政府との関係)

第四条 [同上]

[新設]

- 第十五条 次に掲げる通貨及び金融の調節に関する事項は、委員会の議決による。

一～六 [同上]

- 2) 前項の規定により委員会の議決によるものとされる事項のほか、次に掲げる事項は、委員会の議決を経なければならない。
- 一～十二 [同上]

- 十三 第五十四条第一項に規定する報告書の作成及び第五十五条に規定する業務概況書の作成

況書の作成

十四～十六 [略]

3 [略]

(役員の解任)

第二十五条 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が次の各号のい

ずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。

一・二 [略]

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 [略]

2 前項の規定によるほか、内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が職務上の義務に違反したときその他日本銀行の役員たるに適しないと認めるときは、委員会の意見を聴いて、その役員を解任することができる。この場合において、総裁、副総裁又は審議委員を解任しようとするときは、内閣は、委員会の意見を聴いた後、両議院の同意を得なければならぬ。

3 第四条第二項の目標を達成することができなかつた場合でも、日本銀行からその合理的な理由について説明があつたときは、前項の規定の適用はないものとする。

(役員の身分保障)

第二十五条 日本銀行の役員（理事を除く。）は、第二十三条第六項

後段に規定する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除くほか、在任中、その意に反して解任されることがない。

一・二 [同上]

三 禁錮以上の刑に処せられたとき。

四 [同上]

2 内閣又は財務大臣は、日本銀行の役員が前項各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該役員を解任しなければならない。

3 前項の規定によるほか、理事については、財務大臣は、委員会からその解任の求めがあつたときは、当該求めがあつた理事を解任することができる。

## (外国為替の売買)

第四十条 日本銀行は、通貨及び金融の調節のためその他必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買をする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中銀銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらによる外國為替の売買の事務の取扱いをする者として、外國為替の売買を行うことができる。

2・3 「略」

## (国会への報告及び出席)

第五十四条 日本銀行は、協定を締結したときは、速やかに、その内容を財務大臣を経由して国会に報告しなければならない。

2| 日本銀行は、第四条第二項の目標の達成状況その他の協定の実施状況について、国会に対し、財務大臣を経由して報告するとともに、説明をしなければならない。

3| 「略」  
4| 「略」  
5| 「略」

## (外国為替の売買)

第四十条 日本銀行は、必要に応じ自ら、又は第三十六条第一項の規定により国の事務の取扱いをする者として、外国為替の売買を行うほか、我が国の中銀銀行としての外国中央銀行等（外国の中央銀行又はこれに準ずる者をいう。以下同じ。）又は国際機関（我が国が加盟している国際機関をいい、国際決済銀行を含む。以下同じ。）との協力を図るため、これらの者による外國為替の売買の事務の取扱いをする者として、外國為替の売買を行うことができる。

2・3 「同上」

## (国会への報告及び出席)

第五十四条 「新設」

〔新設〕

2| 「同上」  
3| 「同上」

改正案

現行

附則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十五条第一項、第七十二条の四十五の二第一項及び第三百二十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第二項の規定にかわらず、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

附則

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六十六条の三に規定する期間に相当する期間として政令で定める期間内は、政令で定めるところにより、第六十五条第一項、第七十二条の四十五の二第一項及び第三百二十七条第一項に規定する延滞金の年七・三パーセントの割合は、これらの規定及び前条第二項の規定にかわらず、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・七七五パーセントの割合の範囲内で定める割合とする。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）（附則第三項関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
（日本銀行法の一部改正） 第二百六条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次の ように改正する。 第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。	（日本銀行法の一部改正） 第二百六条　日本銀行法（平成九年法律第八十九号）の一部を次の ように改正する。 第二十五条第一項第三号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。
〔略〕	〔同上〕